



島 根 県 報

令和 7 年10月31日（金）

号外 第 104 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【監査公表】

財務監査の結果に基づき講じた措置	2
財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置	11
包括外部監査の結果に基づき講じた措置	19

監 査 委 員 公 表**島根県監査委員公表第 3 号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第 4 項の規定により実施した令和 5 年度会計に係る財務監査の結果に基づき講じた措置について、島根県知事、島根県教育委員会教育長及び島根県公安委員会委員長から通知があったので、同条第14項の規定により次のとおり公表する。

令和 7 年10月31日

島根県監査委員	吉 野 和 彦
同	福 井 竜 夫
同	山 口 和 志
同	森 脇 俊 樹

令和 5 年度会計に係る財務監査の結果に基づき講じた措置

指 摘 事 項	措 置 の 内 容
(1) 収入関係事務 ① 収入の調定事務が適当でないもの ア 港湾施設の電気使用料金の算定に誤りがあり、誤徴収額の返還に伴い、還付加算金が発生していた。 算定を誤った期間 平成25年度～令和 5 年度 返還額 590, 379円 還付加算金 130, 179円 (隠岐支庁県土整備局)	施設負担金を算定する際には、複数職員によるダブルチェック体制を構築し、その上で検算と写真による検針値の確認を行い、誤った数値、請求額となっていないことの確認を行うこととした。
イ 行政財産の貸付契約に係る貸付料の収入調定の時期が遅れているものがあった。 (健康福祉総務課)	年度替わりに実施すべき業務として、自動販売機設置に係る貸付料収入について情報共有し、進行管理を徹底する。 その他の行政財産の使用許可に係る収入については、相談・協議段階から収入までを適宜チェック・督促を行うなどして速やかに進め、手続きに漏れ・遅れがないよう徹底することを職員へ周知した。
ウ 証明書発行手数料について、現金の受領の際に必要な収入伺を作成していなかった。 (西部高等技術校)	担当者の認識不足により収入伺の作成を怠ったことから、指摘以降、確認者を追加してチェックを強化するとともに、収入伺を作成の上、事後調定で払込書により収入することとした。
エ 空港着陸料の算定に誤りがあり、誤徴収額の返還に伴い、還付加算金が発生していた。 算定を誤った期間 平成28年度～令和 5 年度 誤徴収額 130, 960円 還付加算金 1, 084円 (港湾空港課)	誤徴収の原因、対応状況を県内 3 空港会議にて周知し、再発防止を図った。 また、各空港における着陸料減免フロー図を加えて整理した文書を、各空港の管理事務所に對して改めて通知を行った。 着陸料の計算及びその請求にあたり、フローを見直し、「着陸料徴収業務のチェックシート」により複数職員でチェックを行う。
オ 県営住宅の家賃の算定に誤りがあり、過大に徴収しているものがあった。 徴収を誤った(可能性を含む)期間 昭和52年度～令和 6 年度 (建築住宅課)	県に資料が残る平成18年度～令和 6 年度分については過大徴収の有無を調査し、対象者あて通知のうえ、利息を付して返還を行った。 また、対象者の死亡により相続人調査をしていたものは、調査完了分から順次相続人に連絡

	を行っているところ。 昭和52年度～平成17年度分については本人申出により対応することとし、県民あてにホームページ、テレビ、新聞広告で周知を行った。 指摘以降、内部マニュアルの適正化を行い、当該マニュアルに従って適切に処理を行うとともに、複数職員による確認作業の徹底を行っている。
カ 港湾施設に該当しなくなったにもかかわらず、当該施設使用料を誤って徴収していたため、還付加算金が発生していた。 誤って徴収した期間 平成16年度～令和 5 年度 返還額 40,810円 返還額（令和 6 年度） 81,690円 還付加算金（令和 6 年度） 57,121円 （浜田港湾振興センター）	港湾施設使用許可申請の内容について、港湾区域の範囲や施設台帳等の確認など、既に実施している事務担当者とのダブルチェックに加え、事務担当者だけでなく工務担当者も含めて、複数職員での確認・審査を徹底する。
キ 職員宿舍駐車場使用料の算定に誤りがあり、返還及び追加徴収をしているものがあった。 （企業局本局）	複数職員でシステムの入力内容を確認し、チェック体制を強化した。 各宿舍管理者にこの事案を通知し、提出された届出書とシステムの貸与の状況に不一致がないか等、各宿舍管理者においても確認を行った。
ク 体育施設の一時使用許可に係る光熱水費等経費について、算定方法を誤っているものがあった。 （横田高等学校）	光熱水費等経費の算定方法を確認し、適正な収入処理を行っている。
② 収入の通知事務が適当でないもの 港湾施設使用料の納入通知書の発行が遅れているものがあった。 （松江県土整備事務所）	許可台帳に、調定を行ったか確認する欄を設けた。 調定日が 4 月 1 日付けとなる案件について、4 月当初、4 月末に複数職員で調定状況を確認する。
③ 出納機関等の収納の処理が適当でないもの ア 差押債権受入金に係る書き損じの領収証書について、控えは残っていたが、本書が破棄されているものがあった。 （東部県民センター雲南事務所）	速やかに課内で周知するとともに、各種領収書つづりの全ての表紙に具体的な注意喚起メモを貼り付け再発防止の徹底を図った。O J T でも指導している。 また、同様の事案が発生しないよう県内すべての税務職場で情報共有を図った。

イ 証明書交付手数料の領収証書を発行していないものがあった。 (浜田養護学校)	領収証書の発行について、改めて職員に周知するとともに、申請書に「領収証書発行」欄を設け、複数者で確認して事務処理を行う。
④ 債権確保の措置が適当でないもの 道路占用使用料について、複数年続けて督促状を発行していないものがあった。 (県央県土整備事務所)	定期的に未収状況を確認するとともに、研修に参加するなどして債権管理への理解を深め、会計規則等に基づいた適切な処理に努める。
(2) 支出関係事務 ① 支出事務が適当でないもの ア 地方消費税徴収取扱費の支払遅延があり、延滞金が発生していた。 地方消費税徴収取扱費 14, 272, 799円 延滞金 2, 349円 (税務課)	納付書が届いた時点で、課員全員が使用するスケジュールシステムに支払い期限を入力し、他職員も確認できるように周知徹底を図った。 作業手順に誤りがないか、事務処理の都度チェックシートで複数職員がダブルチェックを行う。
イ 消費税及び地方消費税（以下「消費税等」とする）課税対象事業を非課税と誤認して消費税等を含めずに契約したため、支払うべき消費税等相当額について補償金を、延滞税・無申告加算税相当額について賠償金を支出しているものがあった。 契約を誤った期間 平成30年度～令和 4 年度 補償金 59, 621, 134円 賠償金（延滞税相当額） 981, 776円 賠償金（延滞税相当額、令和 6 年度） 6, 544円 賠償金（無申告加算税相当額、令和 6 年度） 3, 132円 (障がい福祉課)	消費税の非課税となる特例等に該当する事業であるかどうかについて、関係法令等を確認の上、起案段階で法令根拠、確認方法等を明記するなど確認を徹底した。
ウ 行政検査実施業務委託料の支払遅延があり、遅延利息が発生しているものがあった。 委託料 55, 033円 遅延利息 1, 000円 (感染症対策室)	所属内で出納局発行の『会計事務に関するチェック項目（令和 6 年 4 月）』を配付し、支出全般に関する事務処理経過の進捗状況及び処理内容をチェックするとともに、支払いの遅れ・漏れがないか改めて確認を行った。
エ 財政融資資金の元利償還金の支払遅延があり、違約金が発生しているものがあった。 対象金額 1, 460, 574円 違約金 3, 601円	再発防止策として以下の内容を実施する。 ・借入日を決定した際は、償還開始日と償還額を確認する。 ・年度途中で借入れした場合は、年度内に償還

(企業局本局)	が起きることを係内で周知する。 ・予算要求時には、必要額のチェックを複数職員で十分に行う。
オ 令和4年度で支出すべき電子データ使用料について、令和5年度に支出しているものがあった。 (企業局本局)	定期に行う業務のため、従前のチェックシートに加えて管理する。
カ 令和4年度で支出すべき講習受講料等を令和5年度に支出していた。 (企業局西部事務所)	会計事務規則等に基づいた事務処理を徹底する。ダブルチェックを実施し、チェック体制の強化を図るとともに、契約書類等の整理棚を設置することで、処理状況を可視化し、担当者のチェック体制の強化及び担当者間の連携を強化した。 当方が受け取る納入通知書を年度初めに発行するよう相手方と発行時期の調整を図る。
キ 職員の通勤手当に相当する報酬の支給に誤りがあったため、追給及び遅延利息相当額等について賠償金が発生しているものがあった。 算定を誤った期間 令和2年度～令和5年度 追給額 47,755円 賠償金(追給相当額) 11,679円 賠償金(遅延利息相当額) 138円 (出雲養護学校)	誤支給の原因となった寄宿舍炊事員の通勤回数と計算方法の誤りについて、炊事員の勤務計画を作成する寄宿舍職員と、総務事務センターに実績報告を行う事務担当職員の複数人により通勤回数や通勤手当額をダブルチェックしたうえで、総務事務センターに報告することとした。
(3) 契約関係事務 ① 契約方法が適当でないもの ア コンテンツ作成・更新業務委託契約について、随意契約の限度額を超えて変更契約(契約金額 1,523,500円)していた。 (高速道路推進課)	適切な会計事務を行うよう周知徹底を図るとともに、再発防止のため複数職員で確認している業務進捗表に契約方法と限度額を記入することとした。
イ 警察用船舶の燃料の契約について、提出された見積書の価格を誤って比較したことにより、本来契約すべき者と異なる者と契約を締結していた。 (浦郷警察署)	誤り発覚後、速やかに契約相手方と協議を行い、契約期間短縮の変更契約を締結した。 本件については、浦郷警察署のリスク評価シートに反映させるとともに、事案概要を各所属へ通知し同事案の未然防止を図った。 今後も継続して、書面による指示や会議・研修における指導を実施し、適正な契約事務に努める。

(4) 工事関係事務 ① 事業計画又は実施計画が適当でないもの 平成19年度から令和2年度までに発注した事業において、未買収・未登記の土地を含めて工事を施工しているものがあった。 (隠岐支庁県土整備局) (雲南県土整備事務所) (県央県土整備事務所) (浜田県土整備事務所)	土地所有者の相続関係人が多数存在する案件や、相続関係人と調整中の案件については、引き続き未買収用地の取得に向けて対応を行っている。 今後の再発防止策として、各事業の入札発注前に、用地担当課に発注区間内に未買収、未登記が無いことを確認した上で決裁を回すこととした。 また、事業担当課と用地担当課で随時進捗状況を確認し、発注出来る箇所の擦り合わせを行うこととし、工程会議において用地取得状況を共有・把握する。
(5) 財産関係事務 ① 財産の取得、処分、許可、貸借等の処理が適当でないもの ア 卒業生会が設置したエアコンについて、行政財産の目的外使用許可手続きがされていなかった。 (横田高等学校)	当該年度の目的外使用許可一覧を添付するとともに、複数の職員による確認を行うなど、チェック体制を強化した。
イ PTAが設置したエアコンについて、行政財産の目的外使用許可手続きがされていなかった。 (大社高等学校)	当該年度の目的外使用許可一覧を添付するとともに、複数の職員による確認を行うなど、チェック体制を強化した。
② 物品の売却、廃棄等の処理が適当でないもの 無償貸付を行っていた物品について、貸付先が承認を得ずに廃棄し、不用品の決定手続きがとられていないものがあった。 (子ども・子育て支援課)	関係各所と協議を行い、借用証書の変更を行うとともに、不用品決定の手続きを行った。 また、そのことに併せ、会計規則の確認、複数職員でのチェック、実物の確認等を行う等、再発防止に向け課内周知を行った。

令和 5 年度会計財務監査結果報告書「意見」に係る処理方針等

意 見	処理方針・措置状況
1 財務監査の結果に関する意見 (1) 会計事務の適正化（各執行機関、出納局） 今回の監査において指摘、指示事項とした事項は、収入に関しては調定遅延や調定額の誤り、支出に関しては支払遅延や支出額の誤り、契約に関しては契約方法等の誤り、工事に関しては未調整な工事の発注、財産に関しては使用許可手続きの不備などであった。 かねてから指摘し、注意喚起してきた事項について、今回も多く指摘をするに至ったことは、担当職員への周知や事務引継の徹底とともに、所属における事務の適正な執行を確保する取組を一層進める必要があることを示している。 ついては、各執行機関においては、内部統制制度を有効に活用し、会計事務の適正な執行に努められたい。	（知事部局、教育委員会） 各執行機関においては、財務に関する事務の遂行において、内部統制制度のリスク評価シート等を活用し、PDCAサイクルを継続的に繰り返すことにより、リスク軽減に取り組んでいる。 今回指摘のあった収入調定の遅延をはじめとする確認作業の漏れ、チェック体制の不備について、各執行機関において、自己点検等の際に改めて確認し、必要に応じてリスク対応策を見直すとともに、リスクの内容や対応策の確実な引継ぎを実施することにより、内部統制制度を活用した適正な会計事務の遂行を図っていく。 出納局では、担当者の習熟度に応じた会計事務研修会（初任者、中級者、決裁者等）の開催や部局等で開催される独自の研修会への講師派遣、会計検査時や支出命令審査時の指導、ヘルプデスクでの相談対応等により、担当者の会計事務処理能力の向上に取り組んでいる。 また、「出納局だより」やポータル掲示板などで、会計処理期限等の周知徹底を行っているが、改めて各所属へ注意喚起の通知文書を発出した。 今後も引き続き、これらの取組を行うとともに、個々の職員が適宜適切な時に十分な知識を習得できるよう会計事務研修の充実を図り、適正化に努めていく。 （公安委員会） 警察本部では、年 3 回の内部監査を実施し、証拠書や執行内容等の確認を行っているほか、各所属の会計事務担当者への業務指導も合わせて実施している。 令和 5 年度に実施した内部監査において判明した事務処理上の誤りについては、いずれも必要な是正措置を講じるとともに、リスク評価シート

	を更新し、リスク内容や対応策について職員間で共有している。 また、毎年度、業務の習熟度に応じた研修を独自に実施することにより、職員の実務能力の向上を図っている。 今後もこれらの取組を継続的に実施し、適正な会計事務の執行に努める。
(2) 収入事務の適正化（各執行機関） 収入事務では、調定額の誤りや調定期限の遅延、納入通知書の発行時期の遅延、債権確保にあたり督促状を発行していないもの等が今回も一定数あり、中には調定額の誤りに伴う還付加算金を支出したのも見受けられた。 収入事務の誤りは、還付や追加徴収等の事務手続きや、還付加算金等が発生する場合があるほか、事案によっては財源への影響という重大なミスが生じる可能性がある。 ついては、各執行機関にあつては、収入事務の執行の際に、根拠規定等を改めて確認し、収入事務の適正な執行に努められたい。	（知事部局、教育委員会） 今回指摘のあった部局においては、複数名によるチェック体制の構築、指摘事項を内部統制リスク評価シートへ反映することによる職員への周知、研修参加により制度理解を深めること等により、再発防止に努めている。 また、そのほかの部局においても、会計事務に係る研修への参加や、内部統制制度のリスク評価シートの活用により、収入事務の適正な執行に努めていく。 （公安委員会） 調定額の誤り等が及ぼす影響や複数職員によるチェック体制の重要性について、研修や内部監査及び業務指導を通じて職員に指導しているほか、リスク評価シートの更新により職員間の意識の向上を図り、収入事務の適正な執行に努めている。
2 組織及び運営の合理化に資するための意見 (1) 内部統制制度の実効性ある運用（各執行機関、人事課） 多くの所属では内部統制リスク評価シートを活用したチェックなどを行いリスク防止が図られているが、十分には活用できていない状況も一部に見受けられた。 若い職員が相対的に増加するなか、経験の浅い職員への指導のためには、リスク評価シートの活用は有効である。 全庁共通の項目に留意するだけでなく、各所属で発生する（可能性のある）リスクを自ら認識し、独自のリスク項目や留意事項などをリスク評価シ	（知事部局、教育委員会） 会計事務研修や所属長オリエンテーションにおいて、内部統制制度の説明や県での取組の説明を行い、職員の理解促進につながるよう取り組んでいる。 また、各執行機関が所管する独自のリスクについては、リスク評価シートに追記するようマニュアルに記載するだけでなく、内部統制推進部局が各執行機関からの相談を受けてリスクの内容を聞き取り、記載方法を検討するなどの対応も行っている。

ートに随時追記してチェックを行い、引き続き、財務事務のミス防止に取り組まれない。

また、内部統制を有効に機能させることは、ミスの防止や低減だけでなく、より重要な施策や課題に注力できる効果をもたらすことを認識して取り組まれない。

人事課は、各種研修の機会を活用して内部統制制度の本質や狙いを伝えとともに、定期的な自己点検調査等の際にリスク評価シートへの追記と活用によるリスク防止の強化を訴え、各所属で内発的な活動が促進されるよう取り組まれない。

制度が形骸化しないよう、適宜マニュアルの見直しや研修等を行い、実効性のある運用となるよう取り組んでいく。

(公安委員会)

会計監査等において判明した事務処理上の誤りについては、その都度リスク評価シートを更新し、所属職員間で共有することにより再発防止を図っている。

また、財務事務の経験が浅い職員にとっては、リスク評価シートの活用により、発生する可能性のあるリスクを予め把握することが可能となり、不適正事務の防止につながっている。

今後も各種研修や会議等を通して、リスク評価シートの積極的な活用を促進し、財務事務の適正な執行を図っていく。

島根県監査委員公表第 4 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第 7 項の規定により実施した令和 6 年度財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、島根県知事から通知があったので、同条第14項の規定により次のとおり公表する。

令和 7 年10月31日

島根県監査委員	吉 野 和 彦
同	福 井 竜 夫
同	山 口 和 志
同	森 脇 俊 樹

令和 6 年度財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

指摘事項及び意見	対応方針・措置状況
I 総括 2 意見 (1) 指定管理者制度導入施設 ア 施設の適正な管理 (該当団体、該当所管課、人事課、管財課) 施設の維持管理業務については、県民が施設を安全に利用できるように、各手順を確実に実施し適正な管理を徹底することを、指定管理者と所管課に対して、昨年の監査意見で述べたところである。 しかしながら、今回行った4団体・8施設の監査においては、4団体・5施設で不適当な管理が行われていた。 所管課においては、仕様書の作成が適当でないものが2件、事業計画書の確認が適当でないものが4件、事業実施の確認が適当でないものが7件であった。 指定管理者においては、事業計画書の作成が適当でないものが2件、事業の実施が適当でないものが2件、事業実施の報告が適当でないものが6件であった。 今回も多くの不適当な管理事案が判明したことは、指定管理者と所管課の双方が、施設の維持管理業務に対する意識と取組を相当程度向上・改善する必要性を示している。 多くの県民が利用する施設の維持管理業務には万全を期す必要があることから、指定管理者制度における全ての維持管理業務において各手順等が適切に行われているかの点検等によって、県民が施設を安全に利用するための適正な管理を徹底されたい。	監査意見を踏まえ、令和7年3月12日付事務連絡により、人事課から外郭団体所管課及び指定管理者制度導入施設所管課を通じて、意見等を共有するとともに、外郭団体への適切な指導監督や、指定管理者制度の適正な運用に努めるよう依頼を行ったところ。 昨年度に引き続き維持管理業務について意見をいただいたことから、所管課および指定管理者においては、仕様書や事業計画書に必要な項目を漏れなく記載し、適切な維持管理業務の実施が徹底されるよう引き続き努めるとともに、設備更新等があった際には、法令等を確認し、必要に応じて仕様書等の内容を見直すこととする。 また、毎年度実施される指定管理業務評価において、指定管理者が実施した前年度の業務について、指定管理者から提出された事業報告書の書面調査などを行い、状況を把握していることから、指定管理業務評価を通じて施設の適正な管理が行われるよう引き続き取り組みんでいく。

Ⅱ 個別 1 (公財)しまね女性センター (所管課：女性活躍推進課) (1) 団体 【意見】 ① 施設の利用促進 情報ライブラリーによる啓発・広報活動、学習研修機会の提供、交流イベント等の開催や、イベント時の駐車場の確保等により、施設の利用促進に引き続き努められたい。	島根県男女共同参画推進月間を始めとした県の啓発期間に併せ、講演会や関係団体に活動成果の発表・交流の場を提供するイベント等を実施している。 また、情報ライブラリーの映像資料（DVD）を利用して毎月ホールにおいて映画上映会を開催するなど図書の利用促進にも努めている。 駐車場の確保については、近隣の旧ショッピングセンター跡地の借用や県機関駐車場の休日開放、コインパーキングについて地図により周知するなど利用者の利便性向上に努めている。
(2) 所管課 【意見】 ① 施設の利用促進 団体に対する意見で述べたように、施設の利用促進が図られるよう、団体と連携し取り組まれたい。	効果的に施設の利用促進が図られるよう、団体と引き続き連携し取り組んでいく。
2 (公財)ふるさと島根定住財団 (所管課：しまね暮らし推進課、環境生活総務課、雇用政策課) (1) 団体 【意見】 ① 定住政策の促進 人口減少対策として、定住政策は引き続き重要である。これまでの様々な取組の結果を検証し、県、市町村、関係機関と連携して、県内就職・移住希望者等のニーズに応じた効果的な施策を展開し、県内就職者やUターン・Iターン者の増加及び活力と魅力ある地域づくりを通して、引き続き定住政策の推進に取り組まれたい。	コロナ禍を経て、東京圏への人口一極集中が再び拡大する中、島根県の人口移動も転出超過が続く状況にある。 財団としては、事業の結果をアンケート調査等により検証し、効果の大きい情報発信や相談対応といった従来の移住・定住施策にも継続的に取り組みながら、関係人口の拡大に向けた施策等も展開することで、より多くの人に島根県への関心を持ってもらうように働きかけていく。

	併せて、県、市町村、関係機関とも連携しながら、一体的に施策を展開し、時代の変化・トレンドを把握するとともに、地道な取組も進めていくことで、島根県の定住支援の総合窓口としての役割を積極的に果たしていく。
(2) 所管課（しまね暮らし推進課） 【意見】 ① 定住政策の促進 団体に対する意見で述べたように、団体と連携して、Ｕターン・Ｉターンの促進などによる定住政策の一層の推進に引き続き取り組まれない。	これまで、Ｕターン・Ｉターン希望者等に対して、仕事や暮らし等に関する情報提供から、相談や無料職業紹介、産業体験、実際の受け入れと、その後の定着までを各段階に応じてサポートしてきた。 今後も、こうした各段階に応じた支援や、Ｕターン希望者とＩターン希望者、年代や性別など、それぞれの特性に応じた支援を、財団や市町村と連携しながらきめ細かく行い、定住対策の一層の促進に取り組んでいく。
(3) 所管課（環境生活総務課） 【意見】 ① 定住政策の促進 団体に対する意見で述べたように、団体と連携して、社会貢献活動の促進などによる定住政策の一層の推進に引き続き取り組まれない。	ＮＰＯの支援施策の方向性を示す次期「島根県県民いきいき活動促進基本方針」では、ＮＰＯの担い手の確保に係る施策を重点的に取り組むこととしている。 Ｕターン・Ｉターンのひとつのきっかけとして、ＮＰＯへの入職も考えられることから、具体的な施策として「担い手確保に関する情報交換（マッチング）」や「現役世代の参加促進（働き掛け）」を掲げている。 この取組の一環として、Ｕターン・Ｉターンイベントに参加するなど、財団と連携しながら、県内の社会貢献活動の促進を通じて定住政策推進に取り組む。

(4) 所管課（雇用政策課） 【意見】 ① 定住政策の促進 団体に対する意見で述べたように、団体と連携して、若年者の県内就職の促進などによる定住政策の一層の推進に引き続き取り組まれない。	ジョブカフェしまねにおいて、県内外に進学した学生に対しては、県内企業の情報提供、インターンシップ・仕事体験の仲介、合同企業説明会の開催やキャリア相談など就職活動を支援し、企業に対しては、採用力の向上セミナーなど採用力強化の支援を行ってきた。 今後も、こうした取組を継続していくとともに、学生の県内での就職活動にかかる交通費等への助成を拡充し、学生やその保護者への情報発信の取組を強化するなど、財団と連携しながら若者の県内就職の一層の促進に取り組んでいく。
3 隠岐空港利用促進協議会 （所管課：交通対策課） (1) 団体 【意見】 ① 隠岐空港の利用促進 Web会議普及等の環境変化による利用者の減少が考えられるため、新たな需要創出や利便性の向上による利用者の増加を引き続き図っていく必要がある。 ついでには、観光振興施策等と連携した取組を効果的に展開し、安定的な利用の確保に引き続き努められたい。	滞在型観光等の新たな需要創出を図るとともに、引き続き、観光振興施策や関係機関等と緊密に連携し、利便性の向上や安定的な利用の確保に取り組む。
(2) 所管課 【意見】 ① 隠岐空港の利用促進 団体に対する意見で述べたように、観光振興施策等と連携し、安定的な利用の確保に引き続き努められたい。	今後も引き続き、観光振興課等の関係部局と連携し、安定的な利用が確保されるよう利用促進策等について支援を行っていく。
4 （公財）しまね国際センター （所管課：文化国際課） (1) 団体 【意見】 ① 相談業務の円滑な実施 増加・多様化する外国人住民の相談業務に適切に対応するため、相談員の確保・スキ	相談員の確保については、アドバイザー・コーディネーター役の職員を1名から2名にし、状況に応じて適切に対応できる体制づく

ルアップ、蓄積されたノウハウの継承、関係機関との緊密な連携が重要になっている。 については、所管課と十分に協議・検討され、相談業務の円滑な実施に引き続き努められたい。	りを進めるとともに、外国語対応に当たる相談員の確保・定着を図るため、柔軟な働き方が選択できるようにしている。 スキルアップについては、令和2年度からの弁護士・臨床心理士の定期的な指導を継続するとともに、外部の研修会への積極的な参加を促し、キャリア形成を図っている。また、ノウハウの蓄積・継承についても、相談事例集の作成や相談員ミーティングでの共有、事例検討を通じて強化している。 さらに、関係機関との緊密な連携を図るため、年1回、外国人住民からの相談対応にかかる関係機関との情報交換の場を設けている。 今後も、相談業務の円滑な実施に向け、所管課と協議・検討を進めたい。
(2) 所管課 【意見】 ① 相談業務の円滑な実施に対する支援 団体に対する意見で述べたように、増加・多様化する外国人住民の相談業務に適切に対応するため、団体と十分に協議・検討され、相談業務の円滑な実施に引き続き努められたい。	外国人住民からの相談に対応する相談員には、幅広い能力が求められるとともに、関係機関や地域の支援者等と連携を図りながら、横断的なアドバイスや調整を行うことが求められる。 このため、研修受講や関係機関との連携会議の開催等により、個々のスキルアップに努めるとともに、関係機関との連携強化に向けた取組を進めていく。 なお、令和8年度からは、新たな多文化共生推進拠点施設において、専用相談室を設け、対面相談がしやすい環境を整えることとしている。 今後も、団体と十分に協議・検討を行い、相談業務の円滑な実施に努める。
5 (公財) 島根県スポーツ協会 (所管課：スポーツ振興課) (1) 所管課 【意見】 ① 指定管理施設の老朽化対策 各施設は総じて老朽化が進んでおり、令和12年度に島根県で開催予定の第84回国民スポーツ	県立体育施設については、指定管理者及び関係課と連携し計画修繕しているところであり、今後も利用者が安心・安全に施設が使用

大会や第29回全国障害者スポーツ大会に出場する選手はもとより、一般の利用者にとっても必ずしも十分でない環境の施設が見受けられる。 については、団体及び関係機関と連携して施設の改修等を計画的に進め、各種大会の成功に向けて、引き続き取り組まれない。	できるよう努めていく。 なお、島根かみあり国スポ・全スポの会場となる施設（水泳プール、体育館、サッカー場）については、令和 6 年度に実施した各中央競技団体の現地視察での指摘事項等を踏まえ、大会運営に必要な改修を行う予定としている。
6 NPO 法人国際交流フラワー21 (所管課：産地支援課) (1) 団体 【意見】 ① 施設の利用促進 島根県産花きを中心とした展示やイベントの開催や山陰・山陽地区へのPR活動などにより、入園者の拡大に引き続き努められたい。	情報誌及び新聞、テレビ等の広報媒体並びにSNSを活用し、季節に応じたイベント、展示等を展開し、関係機関、団体等と連携して山陰圏域や山陽圏域を中心にPRに努め集客増に取り組む。
(2) 所管課 【意見】 ① 施設の利用促進 団体に対する意見で述べたように、入園者の拡大のため、団体と連携して取り組まれない。	入園者の拡大に向けて、団体が実施するPR活動について県の広報媒体を積極的に活用するなど、団体と連携して取り組んでいく。
7 (公社) 島根県林業公社 (所管課：林業課) (1) 団体 【意見】 ① 第5次島根県林業公社経営計画の着実な実行 上記の厳しい現状を重く受け止め、「第5次経営計画」を県及び市町と連携しながら着実に実施するとともに、必要に応じて適宜見直しを図るなど収支改善の強化に向けた取組をより一層進められたい。	第5次経営計画の柱である収穫事業を安定的かつ効率的に実施できる体制の構築を目的として、令和2年8月に「公社分収林収穫事業に係る専門班制度」を創設し、令和6年度末において26事業体と「専門班設置協定」を締結している。 また、令和4年度から原木増産と伐採経費の縮減等を目的として17事業体に対し高性能林業機械の貸付けを行うなど、収支改善に向けた取組を実施している。 これにより、安定した事業量の確保と収益性の向上が図られており、第5次経営計画に

	対する事業量及び収益性の実績は、計画を上回る状況にある。 引き続き収支改善に向けて、第5次経営計画に対する進捗管理、事業実施方法の検証及び評価を行っていく。
(2) 所管課 【意見】 ① 第5次島根県林業公社経営計画の着実な実行 団体に対する意見で述べたように、「第5次経営計画」を団体と一体となって着実に実施するとともに、必要に応じて適宜見直しを図るなど収支改善の強化に向けた取組をより一層進められたい。 また、団体の経営が将来にわたって安定的に継続できるよう、国土保全など重要な公益的機能を果たしている分収造林事業に係る財政支援の充実強化等を、他の都道府県等と連携して、引き続き国に働きかけられたい。	「第5次経営計画」では、公社経営林の多くが主伐期を迎える中、長伐期非皆伐による主伐事業に取組み、安定的な木材生産と公益的機能の持続的発揮を両立しながら、公社の経営改善を進めることとしている。 公社および県は主伐事業の着実な推進と収益性向上を目指し、収穫事業に習熟した林業事業体の育成、効率的な路網整備、不採算林の処分、分収割合の見直しなどを一体となって進めている。 県では林業公社が安定的に事業を継続できるよう、必要な森林整備関連予算を十分に確保することについて、重点要望等により国に対し要望を行っている。また、今後の国の支援等の対応を注視しながら、必要に応じ、他の都道府県と連携した要望活動も継続する。
14 (公財) 島根県建設技術センター (所管課：土木総務課) (1) 団体 【意見】 ① 市町村に対する支援 技術力が十分でない市町村に対する支援について、県と連携して引き続き行われたい。	市町村に対する公共工事に関わる技術支援について、研修事業や工事受託事業等を通じ県と連携して引き続き行っていく。
(2) 所管課 【意見】 ① 市町村に対する支援 団体に対する意見で述べたように、技術力が十分でない市町村に対する支援について、団体と連携して取り組まれたい。	市町村に対する支援については、団体が実施する研修事業への協力や工事受託事業が円滑に実施できる体制の確保等の支援を通じ団体と連携して引き続き取り組んでいく。

島根県監査委員公表第 5 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第 6 項の規定に基づき、島根県知事から令和 6 年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和 7 年10月31日

島根県監査委員	吉 野 和 彦
同	福 井 竜 夫
同	山 口 和 志
同	森 脇 俊 樹

令和 6 年度 包括外部監査結果報告書における指摘・意見について

1 包括外部監査の特定事件

公立大学法人島根県立大学に関する財務事務の執行及び運営管理について

2 包括外部監査の結果に基づく措置等

次のとおり

令和 6 年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置

指摘事項・意見	処理方針・措置状況
1. 総論 【意見】 公立大学法人島根県立大学契約事務取扱規程第22条（契約書の省略）については、他の公立大学法人の運用状況を踏まえ、改定することが望ましい（意見1） （1）県立大学において契約を締結する際のルールとしては、「競争入札により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、契約の目的、契約金額、履行期限その他契約に必要な事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、別に定める場合においては、これを省略することができる。」（公立大学法人島根県立大学財務及び会計に関する規則（以下「財務及び会計に関する規則」という。）第33条）と定められている。 そして、公立大学法人島根県立大学契約事務取扱規程（以下「契約事務取扱規程」という。）第22条第1項第1号により「契約金額が500万円未満の契約をするとき」は「契約の性質又は目的等により、相手方の適正な履行を確保するため、又は後日に紛争が起きないようにするため、証拠書として契約書作成の必要があると認められるとき、及び法令の規定により書面による契約を行うこととされている場合」を除いて契約書の作成を省略することが許されている。 もともと、「契約書の作成を省略する場合においても、物品の単価契約、継続的な履行を求める役務契約等については、契約の適正な履行を確保するため、請書その他これに準ずる書面を徴収するものとする」（同条第2項）とされている。 これを概略的に整理すると、 ・ 契約金額 500 万円以上の契約については契約書を作成する ・ 契約金額 500 万円未満の契約については原則と	（総務部総務課） 指摘事項・意見については、公立大学法人島根県立大学（以下「法人」という。）と共有し、法人において確実に改善等が行われるよう注視していく。 以下は、法人における処理方針・措置状況 （公立大学法人島根県立大学） 契約書作成を省略できる場合の基準額については、報告書で紹介のあった大学以外の国公立大学の事例についても参考にし、また、国における議論の状況を踏まえ検討する。 契約事務取扱規程の改正については、年4回開催する経営委員会の議を経て、理事会で議決する手続きであり、令和7年9月の経営委員会・理事会に提案できるよう検討を進める。 単価契約等における請書等の作成については、契約事務取扱規程第22条第2項に「契約の適正な履行を確保するため、請書その他これに準ずる書面を徴収するものとする。」と規定しており、研修や学内への通知等を通じて、要綱等諸規定を確認のうえ、今後の業務遂行に当たるよう徹底する。 他の類型での請書作成については、上記の契約事務取扱規程の改正検討に併せて検討する。

して契約書作成を省略し、例外的に物品の単価契約、継続的な履行を求める役務契約等に関し、請書その他これに準ずる書面（以下「請書等」という。）を徴収する

となる。

この仕組みは、契約書作成による適正履行の確保・紛争回避の要請と都度契約書を作成する事務に要する人的・時間的コスト削減の要請の調和を図るため、一定の金額を越えない契約については、簡易な手続で行うこととしたものと解され、このような趣旨については一定の合理性が認められる。しかし、前記契約書作成による履行確保・紛争回避の要請は、本来契約金額の大小に関わらず求められるものであるから、契約書作成の省略を認める範囲（主として金額）や契約書を省略する場合の請書等の徴収については、社会状況を踏まえて慎重に判断される必要がある。

（２）この点、他の複数の公立大学法人における契約書の作成省略に関する規程を確認した結果が後述の表である。また、これらの規程について、契約書・請書等の作成が必要な契約金額、作成が不要とされる契約金額について、簡単にまとめたのが後述の図である。

これを見る限り、契約書の作成を免除する契約金額としては、概ね 300 万円前後が多く、500 万円を基準とすることは一見すると高額に過ぎると思われる。

また、契約書省略を認める場合の請書等についても、契約の種類を「継続的な履行を求める役務契約」などに限定せず、一定の金額範囲の契約であれば必要的に徴収を要するものが多い。

これら他大学のスキームに鑑みると、前記のような県立大学の契約書省略のスキームは、契約書作成を省略している範囲がかなり広く、他方で請書等の徴収範囲がかなり狭いと評価せざるを得ない。これは、県立大学が、他の公立大学法人に比して高い契約リスクにさらされていることを意味するものである。

（３）他方で、現在、国の財政制度等審議会財政制度分科会法制・公会計部会において、少額随意契約の基準額を中心とした国の契約に係る金額基準について、近年の物価上昇等も踏まえた基準額見直しの当否に関する議論がなされている。この議論に関連して、契約書作成を省略できる場合の基準額についても意見募集がなされているため、県立大学における契約書の省略に関するスキ

ームを考えるに当たっては、これらの議論の状況も踏まえた判断が求められると思われる。 (4) よって、契約書の省略を定める契約事務取扱規程第 22 条については、他の公立大学法人の運用状況及び国における議論状況を踏まえ、早期に改定することが望ましい。なお、改定に当たっては、以下の点を検討されたい。 ・原則として契約書の作成を行う金額を 500 万円とすることの相当性。 ・契約書の作成を不要とする場合であっても、A) 物品の単価契約、継続的な履行を求める役務契約等については、契約の適正な履行を確保するため、請書等を作成または徴収すること。さらに、B) それ以外の種類の契約であってもできる限り契約の成立の事実を明らかにする書類を作成または徴収すること。	
【意見】 事業目的の達成度を測る（効果測定）ための尺度・基準として適切なものを設定することが望ましい（意見 2） 今回監査した各事業において、事業実施に当たって KPI を定めているものは見受けられなかった。 この点、第 3 期中期計画には、数値目標として「入学者に占める県内学生の割合」や「就職率及び県内就職率」などの定めがあり、これらは KPI に該当するものである。しかし、これらはいわゆる「成果指標」であるところ、各事業の効果測定を行うには評価尺度として大きすぎるため、有効ではない。各事業にフォーカスした効果測定ができるような成果指標（例：事業対象者へのアンケートにおける特定の質問に対する回答率など）を定めることが重要である。 また、各事業は、一定の目的を達成するために計画した活動を実行するものであるところ、その活動が企図した内容と齟齬しないかを図る「活動指標」（例：チラシの配布であれば、配布枚数など）が定められていることも効果測定には有益である。 よって、今後事業を計画・実施していくに当たっては、事業目的の達成度を測る（効果測定）ための尺度・基準として適切なものを設定していくことが望ましい。	事業目的の達成度を測るための尺度としての「成果指標」については、公立大学法人島根県立大学第 4 期中期計画に掲げる評価指標のひとつに「政策性の高い事業については、事業の継続・縮小・廃止を判断するための実施効果を測定・評価する仕組みが設けられている」を掲げており、今後、例えば、県内入学や県内就職を促進するために実施する事業には、年度毎に継続・縮小・廃止を判断できる KPI を定め、事業効果を測定する。

【意見】 事業の予算執行状況を踏まえた予算編成を行うことが望ましい（意見 3） （1）「島根創生を担う人づくり事業」は、令和 4 年度から令和 6 年度の 3 年間にわたって予算総額約 5,200 万円にて実施予定の事業であり、今回の監査対象期間はその 2 年目であった。限られた予算で複数年にわたって事業展開する場合には、1 年目の予算執行状況などを踏まえ、2 年度目以降の各事業への予算配分が最適化される必要がある。 （2）この点、「島根創生を担う人づくり事業」R5 当初予算掲載事業の予算・実績の令和 4 年度から令和 6 年度までの推移を整理したのが後述の表である。 これによれば、「島根創生を担う人づくり事業」令和 4 年度の予算執行率は 79.2%、令和 5 年度の予算執行率は 62.7%と未執行部分が相当程度あり、割り当てられた予算が十分に活用されていない事業が多数あった。このことは、予算の実際の執行状況を踏まえた最適な予算配分の見直しが必要とされていたことを意味するものである。 例えば、令和 4 年度・令和 5 年度の執行率がいずれも 50%未満であるにも関わらず、令和 5 年度・令和 6 年度と前年度対比 100%の予算が付けられた事業が以下のとおり 5 事業あった。 これら事業の未執行額は、令和 4 年度・令和 5 年度の本事業予算総額のそれぞれ 7.8%ないし 6.4%にも及んでいる。これらについて、各年度の予算編成の時点で見直しが必要とされれば、相当額の余剰財源が確保でき、予算をより必要とする事業への重点配分や新規事業の実施ができたはずである。 よって、今後は、各事業の予算執行状況を踏まえた予算編成を行っていくことが望ましい。	限られた財源の中、最適な予算配分となるよう、毎年度の予算要求・査定の実施に当たっては、事業担当課へのヒアリングを通じた事業の効果や必要性の検証を強化するほか、執行状況等についても確認し、真に必要な額を措置する。
2. 各論 No.1 健康寿命延伸プロジェクト in ますだ 【指摘事項】 （ア）事業内容の目的該当性（指摘 1） 本事業においては、チラシの他に 2 枚組リーフレットを 200 組印刷して当日配布したとのことである。その内容は、島根県栄養士会がイベント用に作成したものであり、1 枚が「栄養の日・栄養週間 2023」に関する案内チラシ、もう 1 枚が「酪農緊急パワーアップ事業（販路拡大等支援事業）」	本事業は令和 6 年度で終了するが、今後は、事業目的に沿った実施内容となっているか、複数の者で確認するなど、より慎重に実施内容を固めていくこととする。また、御指摘のあった事案についても紹介しながら、研修を通じて意識の浸透を図る。

による牛乳についてのチラシであった。 このリーフレットには県立大学や健康栄養学科のこと、管理栄養士についての説明などは記載されておらず、イベントの案内や牛乳の摂取・消費の促しといった本事業とは直接関連しない内容となっている。また、印刷したものの当日配布できなかった部数については、学内配布等を行わず、島根県栄養士会に引き取ってもらったとのことである。 以上を踏まえると、このリーフレットは、内容面において本事業との関連性が希薄な上、本事業目的達成に寄与する効果も乏しく、本事業の予算を支出することは相当ではないと言わざるを得ない。	
（イ）コピー用紙購入費の計上（指摘２） 本事業においては、コピー用紙購入費について、31,850 円が支出されているところ、この支出は、実使用額ではなく、想定使用枚数を前提とした按分額となっている。 この点、本事業におけるコピー用紙の利用予定枚数は 1,100 枚程度（チラシ 1 枚×200 部、リーフレット 2 枚×200 部、アンケート用紙 2 枚×200 部、報告書 1 枚×100 部）と想定されていた。一方で、按分された金額は 5,000 枚（A4 用紙 10 箱（1 箱当たり 500 枚）相当分であった。 前記利用枚数以外に、一定の予備的な枚数は当然計上されるべきであるが、それを考慮したとしても、本来的使用予定枚数の約 5 倍分の購入費を按分計上することは過大と言わざるを得ない。 利用実態に合致したコピー用紙の購入費計上がなされるべきであった。	本指摘については、コピー用紙の購入費について、大学の一般予算間で按分していたため、特に事業毎の細かな按分を意識せず、当事業費に割り当てていたものである。 事業の効果を測定する（投入した費用に対してどれだけの成果があったか）観点から、利用実態に合致したコピー用紙の購入費を計上すべきであった。 本事業は令和 6 年度で終了するが、同様の事案が発生しないよう、今回の指摘について研修で事例として紹介するなどにより、各キャンパスの事業担当者及び支出業務担当者によるダブルチェックを行い、確認を徹底する。
【意見】 （ア）実績報告書の記載内容（意見 4） 直営でチラシを作成・配布する形で事業を行う場合には、事業実施後の効果検証を行うため、チラシ等の内容・印刷枚数・配布方法・配布枚数などを事前段階・事後段階の双方で記録化しておくことが不可欠である。本件では、リーフレットの配布については、本事業目的達成のために予算を用いて行われたものであるにもかかわらず、実施報告書等に記載されておらず、その効果検証もなされていない。今後、同様の手法により事業を実施する際には、事前事後の正確な記録化が望ましい。	本事業は令和 6 年度で終了するが、同様の事業において、チラシ等の内容・印刷枚数・配布方法・配布枚数などについて記録するなど事業実施後の効果検証を行えるよう整備するとともに研修を通じて徹底する。

No. 3 連携校推薦等入試制度 PR 事業 【意見】 (ア) 連携活動の回数（意見 5） 県立大学では、高大の連携活動を通して高校と大学が「ともに生徒（学生）を育てる」ことを目的とした入試制度を採用しており、学生募集要項に出願要件として、連携活動を受けることを記載している。もっとも、連携活動は、出雲キャンパスにおいて行うところ、受験予定者にとっては交通費が負担となり、県立大学への受験をためらう者もいる。 そこで、学校推薦型選抜における連携活動参加助成金交付要綱（以下、本項において「要綱」という。）において「出願者の負担を軽減し」、「県内の優秀な人材の本学への入学を促進することを目的」として、「連携活動参加助成金として支給すること」を定め（第 1 条）、「助成金の交付を受けようとする者は」、「連携活動参加助成金交付申請書を提出」し（第 4 条）、「入試実施日前に実施される定められた連携活動にすべて参加していること」（第 2 条第 1 号）かつ「学校推薦型選抜に出願していること」（同条第 2 号）の要件を満たしているときには、助成金を受け取ることができる旨を定めた。 このような助成金の制度によって、受験予定者の負担を軽減し、もって県内受験生の確保を目指すことは正当であり、積極的に評価されるべきである。 もっとも、受験予定者が連携活動を入試までに 2 回も行うことは負担に感じるところであり、県立大学の受験を控える動機にも繋がりがねない。また助成金の負担も増えることとなる。 そこで、受験予定者の負担の軽減と助成金の負担の軽減を図るために、受験要件となる連携活動の回数を減らすことが望ましい。 なお、令和 7 年度入試（令和 6 年度実施）からは、連携活動の回数を 1 回としており、双方の負担軽減に資するものとして積極的に評価できる。	本入試制度の目的を損ねない範囲において、受験者と大学の双方の負担を考慮しつつ、適切な連携活動の回数について引き続き検討する。
No. 4 高大連携協力等学生促進事業 【意見】 (ア) 実績報告書の記載内容（意見 6） A 本事業の実績報告書では、「事業名」について、「高大連携協力学生支援事業」と記載されている。しかし、令和 5 年度の「島根創生を担う人づくり事業」一覧では、「高大連携協力学生支援事業」	事業担当者においては実績報告書に誤記がないよう、また、支出業務担当者においては書類の不備がないか確認するよう研修を通じて徹底する。

という事業は挙げられていない。「高大連携協力等学生促進事業」の誤記ではないかと思われる。

実績報告書は、今後の事業の継続、拡充、廃止等について判断するための基礎となる重要な資料であるため、誤記等のないように慎重に記載することが望ましい。

B 本事業の実績報告書では、「目的及び事業概要」の欄に「高大連携協力学生支援事業」と記載があるのみである。その後、本監査の際に指摘を受けたから、目的及び事業概要について、上記のとおり回答したものではなく、当初からホームページで公表されており、その目的事業概要を担当課全員が年度当初に共有していたとのことである。そして、実績報告書の記載は、単純なミスとのことである。

まず、実績報告書の「目的及び事業概要」の欄に、事業名を記入しただけでは、本事業が「誰・何を対象としてどのような状態を目指すためどんな取組みを行うのか」と言う点について、一切の手がかりがないことになってしまう。実績報告書を確認する立場からすれば、担当課全員が目的を共有して取り組んでいたと受け止めることは困難である。

そして、前述したとおり、実績報告書は、今後の事業の継続、拡充、廃止等について判断するための基礎となる重要な資料である。

したがって、目的と事業概要を明確にするために、記載内容を詳細に記載することが望ましい。

No. 5 県立大発！地元未来創生プロジェクト《高校生学習支援サイト》

【指摘事項】

（ア）請書等の作成（指摘3）

契約事務取扱規程第 22 条第 1 項第 1 号により契約書は省略できることになっているが年間保守契約については、継続的な履行を求める役務契約であることから、請書等の作成が必要であるが、請書等の作成がされていない。

また、本来契約締結の前提として契約前の段階で徴取されるべき見積書が、年度末の請求書・納品書と同一日付で提出されていることに鑑みると、そもそも年度開始時に必要な契約事務が一切なされていなかったものと評価せざるを得ない。

年度開始時点において見積書の取得を行った上で、契約事務取扱規程どおり、請書等の作成を行

「財務及び会計に関する事務のマニュアル」において、契約事務の流れのほか、請書作成が必要な契約の種別や請書を作成する意義を明記し、研修を通じて徹底する。

うべきであった。	
【意見】 (ア) 目標の設定 (意見 7) 事業の継続を行う際、当該事業が継続に値するものであるかを検討することが必要である。当該事業においてはサイトの利用者数についての目標を設定しておらず、事業廃止を検討する際に参考となる指標がない。そのため、廃止する程の根拠を提示できないため継続しているように見受けられる。事業を行う際には KPI など達成度を測る指標を設け、年度毎に継続の有無が判断できるようにしておくことが望ましい。	事業目的の達成度を測るための尺度としての「成果指標」については、公立大学法人島根県立大学第 4 期中期計画に掲げる評価指標のひとつに「政策性の高い事業については、事業の継続・縮小・廃止を判断するための実施効果を測定・評価する仕組みが設けられている」を掲げており、今後は、例えば、県内入学や県内就職を促進するために実施する事業には、年度毎に継続の是非が判断できるように KPI を定め事業効果を測定するよう検討する。
No. 7 県立大発！地元未来創生プロジェクト《オンラインマルシェ・魅力発見インターンシップ》 【指摘事項】 (ア) 請書等の作成 (指摘 4) 契約事務取扱規程第 22 条第 1 項第 1 号により契約書は省略できることになっているが年間保守契約については、継続的な履行を求める役務契約であることから、請書等の作成が必要であるが、請書等の作成がされていない。契約事務取扱規程どおり、請書等の作成を行うべきであった。	「財務及び会計に関する事務のマニュアル」において、契約事務の流れのほか、請書作成が必要な契約の種別や請書を作成する意義を明記し、研修を通じて徹底する。
【意見】 (ア) アンケート項目の設定 (意見 8) 目的に記載している事項の検証のため、アンケートを取得する場合には次回の検証のために目的に関連する項目を記載すべきであるところ、県内就職率向上を意図した当該事業において、アンケート項目に当該事業を通じて県内就職に興味関心が湧いたか等の項目がない。そのため、事業目的に関連するアンケート項目を記載することが望ましい。	アンケートの実施に当たっては、事業目的を踏まえ、事業効果を検証できるような設問となるようにする。
No. 8 県西部における保育士希望学生確保事業 【意見】 (ア) 学生ボランティアへの昼食代等の支給 (意見 9) 本事業に関しては、学生への謝礼が予算に計上されているが、事業によっては、参加学生に対して交通費や昼食代の支給や、謝礼がないものもある。 そこで、学生ボランティアへの昼食代等の金銭	学生の活動に係る経費の支給について考え方を整理し、令和 7 年 11 月頃を目途に統一的な基準(原則)を設けて学内に周知する。

の支給に関しては、方針についての基準を設け、統一的な運用をすることを検討されたい（意見 13 と同旨）。	
（イ）目標の設定（意見 10） オープンキャンパスとは別予算を確保して実施する事業として見たとき、令和 5 年度の高校生参加者 8 名は少ない。高校生参加者の目標人数を予め定めた上で、どうすれば目標とする人数の高校生に参加していただけるのかしっかりと考えて事業を実施することが望ましい。また、仮に目標人数に達成しなかった場合には、その原因を分析するとともに、他により効果的な手法はないのか再考することを検討されたい。	事業実施に当たって、目標とする参加人数を設定するとともに、高校との連絡調整をより密にするなどにより、参加者の確保に努める。 また、参加人数を指標の一つとして、事業の継続の是非について判断することとする。
No. 9 高大連携協力等学生促進事業 【意見】 （ア）事後確認を容易にする工夫（意見 11） 学生には、参加した時間に応じた枚数の図書カードが贈呈されるところ、学生名・参加した日については記録化されているものの、参加した時間については集計した記録が残されていなかった。学生の参加状況は、職員が現場同行して確認しているとのことであるが、各回の実施報告書等は作成されておらず、配布枚数の妥当性のチェックをするためには参加学生募集のメール等にまでさかのぼらなければならなかった。本事業は、その性質上、異なる枚数の図書カードを多数の学生に反復して交付することが必要となるため、配布枚数の事後的なチェックが可能となる体制が整備されていることが望ましい。受渡対象者名簿に参加日・参加時間等を明記するなど、配布枚数の事後的確認が容易になるような工夫をすることを検討されたい。	令和 7 年度から受渡対象者名簿に参加日・参加時間等を明記することにより、事後チェックが可能となるようにする。
No. 11 こどもの読み書き・学習支援事業による地域貢献事業 【意見】 （ア）学生への交通費の支給（意見 12） 本事業では、令和 5 年 8 月 24 日から同月 27 日までの間、学生が読み書き支援のため隠岐の島町を訪問した。その際の学生の旅費執行では、隠岐汽船株式会社のフェリー代金として、片道 2,810 円を単価とする執行と、片道 3,510 円を単価とする執行が認められた。 この片道料金の違いについて、担当者に確認を	現状、学生の費用弁償については、公立大学法人島根県立大学学外講師等に対する費用弁償支給規程を準用して支給をしているが、学生の活動に係る経費の支給について考え方を整理し、令和 7 年 11 月頃を目途に統一的な基準（原則）を設けて学内に周知する。

とったところ、学割の適用がされた料金が 2,810 円であり、学割の適用がなかった料金が 3,510 円であり、学割が適用されなかった理由は、学生証を失念したとのことであった。また、県立大学の旅費負担のルールとして、学割料金が適用される場合に、学割料金を超える部分について県立大学が負担しないとのルールはない、とのことであった。 本事業の実施に伴って学生の交通費を負担することは相当であろう。 しかしながら、学生が学割料金で公共交通機関を利用できる場合に、学生が学生証等を失念等して学割料金を利用できないときにまで学生の交通費全額を負担する運用については、不相当と思われる。 したがって、今後、事業の実施に伴って学生の交通費等を負担する際のルールを定める等を検討し、対策を講じることが望ましい。	
No. 12 ミライキッズ山陰プロジェクト 【意見】 (ア) 学生ボランティアへの昼食代等の支給（意見 13） 事業によっては、参加学生に対して交通費や昼食代の支給や、謝礼が予算に計上されているものもあるが、本事業に関しては、西ノ島町で開催された第 2 回の事業については、西ノ島町が負担していることもあり、予算計上はなく、第 1 回、第 3 回の交通費や昼食代等も予算計上はない。 そこで、学生ボランティアへの昼食代等の金銭の支給に関しては、方針についての基準を設け、統一的な運用をすることを検討されたい（意見 9 と同旨）。	学生の活動に係る経費の支給について考え方を整理し、令和 7 年 11 月頃を目途に統一的な基準(原則)を設けて学内に周知する。
No. 13 こどものだいがく事業 【指摘事項】 (ア) 事業内容の目的該当性（指摘 5） 本事業の実績報告書において、対象者として高校生やその高校生の保護者と記載されている。しかしながら、こどものだいがくのプログラムには高校生を対象としていることが想定されるものはない。例えば、全年齢対象となっているプログラムを確認しても「積み木あそび」などとなり、高校生をターゲットにしているように見受けられない。アンケート結果をみても参加高校生は 0 名となっている。	本事業は、本学（松江キャンパス）が子どもの課題に取り組む拠点として広く地域住民の方から認知してもらえよう、幼児期、学童期の親子連れを対象に事業内容を組み立てている。また、本学への受験を考えてもらう契機となるよう高校生にはボランティアとして参加してもらうことを想定していたが、参加する高校生がいなかったことから、高校の意見を伺いながら、実施時期や周知方法について改善する。

また、日程についても8月20日となっており、高校生の集客を意図した日程になっていないという意見があったにも関わらず、令和6年度も同様の時期に開催している。 事業内容、実際の参加者の状況からみて、目的に沿った執行ではないと言わざるを得ない。目的の見直し、若しくは事業内容の見直しを行い、目的に沿った事業を開催すべきであった。	
No. 15 低学年向けキャリア支援拡充事業 【意見】 (ア) アンケート項目の設定 (意見 14) ナゾトキ就活フェスタの事業アンケート項目が次年度計画時の検証に不足している。 アンケート項目は、氏名、学科、学年、満足度、感想、実施してほしいイベントなどとなっており、目的に掲げている仕事のやりがいなどが学ぶことができたのか検証できる項目が少ないように印象を受けた。 また、参加のきっかけが調査されていないため、チラシデザインの刷新に予算を計上する必要性を検証することができない。以上のことから、事業アンケート項目を検証に有益なものにすることが望ましい。	アンケートの記載が負担となり、回収率の低下につながらないように留意しつつ、事業の検証ができるようにアンケート項目を見直す。
No. 16 官民トップ人材による講演事業 【指摘事項】 (ア) 執行伺の記載 (指摘 6) 本事業では、講演料の見積書が令和5年 11 月 28 日付で提出されており、執行伺の起案日が令和5年 11 月 28 日、決裁が同年 12 月 2 日に行われていたが、本講演会が令和6年 1 月 24 日に実施されたにもかかわらず、執行伺に記載されている契約年月日が令和6年 1 月 30 日となっている。これは、契約事務取扱規程第 22 条第 1 項第 1 号により、契約書の作成が免除されているところ、講演者からの請求書が同年 1 月 30 日付であったことから、契約年月日を上記のとおりに入力したものであると思われる。 しかし、一般的に契約は履行期限より前に成立しているはずであるから、履行日（講演実施日）より後に契約日が記載されることは通常はあり得ない。 見積書を申込とし、決裁を承諾とすれば、執行伺には契約成立日として令和5年 12 月 2 日を記載すべきであった。	新たに作成した「財務及び会計に関する事務のマニュアル」において、契約事務の流れについて記載したとともに、支出業務担当者においては書類の不備がないかチェックシートを活用してダブルチェックを行い確認することとし、研修を通じて徹底する。

また、今後は、契約書の作成が省略される場合であっても、契約日について双方の合意日を記録化して、執行何等の各書類に正確に記載すべきである。	
【意見】 (ア) 講演会の開催（意見 15） 本事業においては、講演会の開催日について講師への依頼及び日程調整を、令和 5 年度に入ってから行ったところ、講演の開催予定日（大学の授業開催時期の毎週水曜日 3 限目）と講師の日程が合う日がなく、日程調整に時間を要したため、1 回の開催に留まった。 日程調整に時間を要した理由として、前年度期間中は予算が決まっていなかったために、次年度の事業を行うことを前提として、日程調整をすることができなかったことから、令和 5 年度になってから調整を開始したこと、調整の方法として講師予定者 1 名に講演の打診をして断られたら、次の講師予定者に打診を行うという方法を取っており、同時並行的に複数の講師予定者と調整をすることを避けていることが挙げられる。 他方、学生アンケート（120 名から回答あり。）は上記のとおり、概ね「とても満足」又は「満足」との回答であった。 以上を踏まえると、本事業を実施したことによる学生の満足度は高いにもかかわらず、日程調整を円滑に行うことが出来なかったために、令和 5 年度は 1 回の開催に留まってしまったことは、学生の島根県内就職へのモチベーションの向上の機会を逸してしまったことになる。 学生の評価が高い事業であるからこそ、今後は講師との日程調整を円滑に行い、講演の機会確保に努めることが望ましい。 なお、令和 6 年度は、講演会を 2 回実施しており（令和 6 年 7 月 17 日、同年 12 月 18 日）、令和 5 年度から改善されたと評価できる。	本事業は令和 6 年度で終了したが、今後、同様の事業を実施する場合は、日程調整を円滑に行い、想定した回数を実施できるようにする。
No. 17 低学年向けバスツアー事業 【指摘事項】 (ア) 対象外事業への支出（指摘 7） 本事業とは異なる種類の別事業（プレ就活生向けバスツアー）のための費用（訪問先企業への謝礼としての焼き菓子代）が本事業予算から支出されていた。事業目的外の支出であり、支出すべきではなかった。	支出科目の誤りであり、支出更正をしなければならぬ事案であった。事業担当者においては支出科目の記載誤りがないようダブルチェックをし、また、支出業務担当者においては科目の誤りがないかチェックシートを活用してダブルチェックを行い確認する

	こととし、研修を通じて徹底する。 「支出事務チェックシート」を令和 7 年 3 月に作成し、執行伺作成時での確認を行うこととした。令和 7 年 5 月に会計部門の研修を実施し、周知を徹底した。
(イ) 執行伺の作成 (指摘 8) 令和 5 年 9 月 29 日の講演講師謝金について、執行伺による決裁手続を経ることなく、支払いを行っていた事実が確認された。謝金等の支払に当たっては、遺漏なく適切な決裁手続を行うべきである。	本事案については、事業実施に関する伺を作成し、決裁を得ていたが、その伺において「費用については別途伺う」こととしていた。事業が完了した後、講師に謝金等を支出する際、当該伺に、「講師が業務に従事したことを確認する書類」、「事業実施計画書に担当者が押印したもの」を添付して支出業務担当者に回付したところ、支出業務担当者は、当該伺を執行伺と勘違いして支出をしてしまったものである。 同様のことが起きないように、事業担当課と支出業務担当課がチェックシートを用いてダブルチェックを行い、研修において今回の事案を紹介しながら徹底する。
【意見】 (ア) 実績報告書の記載内容とアンケート項目の設定 (意見 16) 本事業は、特に県内企業に詳しくない県外出身学生に対して、県内企業を実際に見てもらうことで県内就職への意欲を高めてもらうことが期待される事業である。すなわち、県外出身学生に多く参加してもらうことが県内就職率向上のために有益である。しかし、本事業においては、参加者における県外学生・県内学生数の内訳が把握されておらず、事業内容の事後的な検証が難しくなっている。今後は、県外出身学生の参加者数を把握するなど適宜の統計をとり、より効果的な事業運営につなげていくことが望ましい。	事業の検証が可能となるよう県外学生・県内学生数の内訳を把握するようにする。
No. 18 県西部保育士確保支援事業 【意見】 (ア) 事業内容の目的該当性 (意見 17) 「すくすくこどもまつり」でのボランティア参加が、本事業の目的である県西部の事業所を知る機会になっていたかどうか、大いに疑問がある。同イベントは「浜田市子育て世代包括支援センターすくすく」や社会福祉協議会会議室、浜田市世界こども美術館広場などにて開催されており、同イベントに参加したとしても、県西部の事業所を	本事業は、実際に島根県西部の事業所の状況を知ることや、保育士の働きに接することを通じて、県西部での就職を希望する学生を増やすことを目的としていたが、御指摘のとおり実態として事業所を見て回る状態にはなかった。 このため、令和 6 年度に事業内容を見直し、浜田市で開催される社会福祉法人島根県

自らの目で知る機会は得られないものと思われる。また、主催者との打合せ資料を見る限り、ボランティア参加した学生のうち15名は、イベント補助のために持ち場に張り付くことが求められており、イベントに参加する県西部の事業所スタッフと交流することも容易ではないと思われる。 実際に参加した学生も少なかったことを考慮すると、学生側のニーズにも合致していなかったことが推認される。他方、参加者アンケートは1通も回収できておらず、事後的な検証を行うことも不可能である。 以上を踏まえると、「すくすくこどもまつり」でのボランティア参加は、本事業の目的を達成するための手法としては適切ではなく、今後は他の方法を検討することが望ましい。また、同種事業を実施される際には、事後的な検証を行うことができるよう、アンケートの回収方法を工夫するなどして、アンケート回収率を上げることを検討されたい。	社会福祉協議会主催の保育事業者の就職フェア「保育士合同説明会」へ参加することとし、同説明会へのバス送迎を行うこととしたが、参加希望学生がなく中止した。 なお、令和7年度は、費用対効果を考慮し、本事業を実施しないこととした。 今後、同様の事業を実施する際には、目的と実施内容との整合性を明確にし、事後的な検証が行えるよう工夫する。
No. 20 高大で連携するバーチャル国際交流 【指摘事項】 (ア) 執行伺の記載（指摘9） 学生への謝礼金を執行するための執行伺において、決裁日の記入漏れが散見された。決裁日は、内部意思決定の時期を検証するために必要不可欠な記載である。 したがって、決裁日の記載がないことは、内部意思決定の時期が不明となるものであり、事後的な検証を行うことが困難となる。 以上のことから、今後は、決裁日のみならず必要な記載事項に記入漏れがないようにすべきである。	執行伺において、決裁日その他必要な記入事項について、記入漏れがないようチェックシートを活用することとし、研修を通じて徹底する。
【意見】 (ア) 海外協定校等の講演の開催（意見18） 本事業について、実績報告書によると、トークセッションでは、県立大学学生で現在留学中の者、留学から帰国した者及び短期海外研修に参加した者が、県内高校生に対して行った旨の記載がある。そのトークセッションでは、毎回参加した高校生から積極的に質問があり、海外への留学や文化への根強い興味関心が伺えたこと、そして大学に進学し留学を考えるうえで参考になっている様子が伺えたとのことである。 ところで、事業概要には、海外協定校、本学卒	本事業は、高校生に浜田キャンパスの教育内容や留学制度への興味・関心を持ってもらうことを目的としており、現在は、留学経験のある学生が発表し高校生と交流を行う内容により、対面とオンラインの併用で年8回程度実施している。 高校生からは、学生の体験談を聞くことで浜田キャンパスでは何が学べるのかがよく理解できると好評で、県外高校生の参加もある。 海外協定校等からの講師招聘は行ってい

業生、留学体験者及びグローバルに活躍する著名人（以下、「海外協定校等」という。）を講師として招聘することも挙げられているところ、実績報告書によると、海外協定校等が講演を行ったことは認められない。また、海外協定校等を講師として招聘して行う対象は、学生であるのか、県内高校生であるのか、誰に対するものであるのかが不明確である。 海外協定校等の講演は、本事業の目的達成に必要な事業内容として挙げられ、それを前提に予算が組まれている。この点、令和 6 年度予算額は、令和 4 年度及び令和 5 年度と同額の 300,000 円であり、その内訳は外部講師謝金となっている。令和 4 年度及び令和 5 年度の予算の内訳が外部講師謝金であり、この外部講師謝金が、事業目的の項に挙げられている海外協定校等の講師への謝金であるならば、海外協定校等の講師を招聘して講演を行うことが本事業の主たるものとなるはずである。 したがって、海外協定校等の講演が実施されなかったことは相当とは言えず、今後は予定どおり実施することが望ましい。	ないが、事業目的を達成できるよう、参加者の状況やアンケート結果を踏まえ、ニーズに沿って事業内容を適宜見直しているところである。 なお、令和 7 年度予算では、海外協定校等への講師謝金は計上していない。 御指摘のあった事案については、研修を通じて共有し意識の浸透を図る。
（イ）予算の執行（意見 19） 本事業では、令和 4 年度に 300,000 円の予算が計上され、令和 5 年度にも 300,000 円の予算が計上されているが、実績額は令和 4 年度及び令和 5 年度は 0 円である。この点に関し、本事業の予算ではなく学生確保対策経費から、トークセッションに参加した学生に対して謝礼としてギフト券代合計 11,000 円が支出されているとのことである。 このような予算外の支出によって本事業を実施すれば、予算との関連で本事業目的達成の効果検証をすることは困難となる。 一方で、浜田キャンパスでの高大連携協力等学生支援事業においては、当初予算に学生謝礼が計上され、実際に執行されている。本事業目的達成のために学生への謝金が必要であるならば、浜田キャンパス同様に計画に盛り込んだ上で本事業予算から執行することが本来的な事業の在り方と思われる。 以上を踏まえ、今後は、実際に行うべき事業目的に関連した予算の計上を行い、事業を実施していくことが望ましい。	御指摘の事案は、本来は支出更正等の処理を行い、事業予算からの支出としておくべきところであった。 今後は、事業効果の検証が可能となるよう、適正な予算科目から支出を行うことを、研修を通じて徹底する。

No. 21 高大で連携する国際交流活動 【意見】 (ア) アンケート結果の検証（意見 20） 本事業の実績報告書によると、参加した高校生の反応について、県立大学学生の「大学生講師」と交流することによって容易に数年後の自己の姿を投影できた、上級学校に進学するに当たり、しっかりとしたイメージを持つことができミスマッチを防ぐことにつながった、とのことである。 そこで、参加した高校生からアンケートを取ったのかを確認したところ、アンケートはとったものの、その内容、結果について部署内で回覧したり、朝礼で報告するという形で情報共有を行うに過ぎず、特に会議体での検証は行っておらず、議事録も存在しないとのことであった。 したがって、アンケートの結果を踏まえた成果・検証のプロセスが書類で残っていないことが確認された。 そのため、本事業の成果検証については、部署内における検討を経ていないものである。したがって、次年度以降の計画策定に当たっても、担当者の属人的な評価に基づき策定が行われている可能性が払拭できない。 以上の事を踏まえると、効果的で公平な成果検証のために、アンケートの結果を踏まえた検証プロセスを書面で残すことが望ましい。	アンケート結果について、結果のみを共有・報告するのではなく、事業の検証に活用できるよう、評価についても書面として残し、組織で共有する。 また、予算編成時には、事業の成果を検証・評価する際の資料として活用する。
No. 22 高大で連携する大学訪問・学生企画 【意見】 (ア) 実績報告書の記載内容（意見 21） 本事業の実績報告書では、「事業実績」の欄に「実績なし（ただし書きあり）」、「実施事業について十分に効果が認められた点」の欄に「成果なし」との記載がある。 担当課によると、本事業について、事業として計上された予算を執行していないことから事業実績はないとの記載をしたとのことである。 しかしながら、実績報告書は、予算執行を伴ったか否かはともかく、どのような事業を行い、その事業に関してどのような効果があったのかを検証するための端緒となる重要なものである。その実績報告書に記載された内容に基づいて効果を検証し、次年度以降の事業を継続するのか、拡充するのか、変更するのか、廃止をするのか、等の判断をするために必要不可欠なものである。 そして、その項目欄に「実績なし」、「成果なし」	毎年度の予算要求・査定の実施に当たっては、事業担当課へのヒアリングを通じて、事業実績報告書も適宜参照しながら事業の効果や必要性を検証するほか、執行状況等についても確認し、真に必要な額を措置するよう努める。 また、研修を通じて、適切に実績報告書の記載がなされるよう徹底する。

という記載があるのであれば、今後その事業の必要性はない、という判断にならざるを得ないであろう。 以上を踏まえると、本事業の実績報告書の記載内容からすれば、本事業を継続する必要性はないと判断することとなる。もし、本事業に必要性があり、今後も継続する必要性があると考えるのであれば、継続の可否が判断できるだけの具体的な内容を記載することが望ましい。	
(イ) 予算の執行 (意見 22) 本事業では、令和 5 年度の予算執行額は 0 円となっている。 他方、本事業のために、学長裁量事業から 78,860 円の支出がなされている。このうち 35,000 円は、協力学生への謝礼相当分である。 令和 5 年度予算は、630,000 円であり、学生謝金として 260,000 円が計上されているのであるから、学長裁量事業ではなく本事業の予算から前記協力学生への謝礼を支出することが本来的な在り方であったと思われる。 この点について、担当課によると、支出財源を明文化した取扱いのルールは定めていないとのことであるから、このような支出に直接的な合規性の問題はない。 しかし、予算は組織に対する拘束性を持つ規範としての性質を有することや、本事業予算が「人づくり」という特定の目的のために確保されていることを踏まえると、やはり前記学生謝金については、本事業予算からの執行をすることが望ましい。	支出科目の誤りであり、支出更正をしなければならない事案であった。事業担当者においては支出科目の記載誤りがないよう、また、支出業務担当者においては科目の誤りがないか確認するよう、研修を通じて徹底する。
No. 27 高大連携協力等学生促進事業 【意見】 (ア) 実績報告書の記載内容 (意見 23) 本事業の実績報告書には、令和 6 年度の当初予算として 300,000 円の記載があり、また、令和 5 年度の「島根創生人づくり事業」一覧の当初予算について 300,000 円の記載がある。 しかし、高大連携協力等学生促進事業は、松江キャンパス、出雲キャンパス及び浜田キャンパスの 3 キャンパスで行われる事業であり、3 キャンパスの予算総額が 300,000 円となる。 したがって、浜田キャンパスの実績報告書に記載されるべき当初予算は、100,000 円である。 実績報告書は、今後の事業の継続、拡充、廃止	研修を通じて、適切に実績報告書の記載がなされるよう徹底する。

等について、判断するための基礎となる重要な資料であるため、正確に記載することが望ましい。	
(イ) アンケート結果の検証 (意見 24) 本事業では、実績報告書に、大学訪問を行った高校生に対してアンケートを実施したところ、大学生との交流、発表ともに満足度が高かったこと、高校生は兄弟姉妹がいない限り、大学生と会う機会が少ないため、数年後の自分の姿を想起させる大学生と話をするのは貴重な機会となった、との記載がある。 しかし、参加した高校生からアンケートの取扱いについて、その内容、結果について所内で回覧したり、朝礼で報告するという形で情報共有を行うに過ぎず、特に会議体での検証は行っておらず、議事録も存在しない運用がなされている。 したがって、アンケートの結果を踏まえた成果・検証のプロセスが書類に残っていないことになる。 そのため、本事業の成果検証については、所内における検討を経っておらず、次年度以降の計画策定に当たっても、担当者の属人的な評価に基づき策定が行われている可能性が払拭できない。 以上の事を踏まえると、効果的で公平な成果検証のために、アンケートの結果を踏まえた検証プロセスを書類に残すことが望ましい。	アンケート結果について、結果のみを共有・報告するのではなく、事業の検証に活用できるよう、評価についても書面として残し、組織で共有する。 また、予算編成時には、事業の成果を検証・評価する際の資料として活用する。
No. 28 高大連携担当職員の配置 【意見】 (ア) 実績報告書の記載内容 (意見 25) 実績報告書では、令和4年度の実績額について「3,040 (千円)」とすべきところ、「2,000 (千円)」と誤記があり、また、令和5年度の実績額について「3,866 (千円)」とすべきところ、「2,500 (千円)」と誤記があった。これらの実績額の誤った金額がどのような算出根拠に基づいて出されたものであるのか、また、正しい金額との差額がなぜ生じたのか、という両者の原因については不明であるとのことである。 実績報告書は、今後の事業の継続、拡充、廃止等について、判断するための基礎となる重要な資料であるため、誤記等のないように慎重に記載することが望ましい。	事業担当者においては実績報告書に誤記がないよう、また、支出業務担当者においては書類の不備がないか確認するよう研修を通じて徹底する。
(イ) マニュアルの作成 (意見 26) 本事業では、実績報告書によると、連携交流課	担当者の経験やノウハウが組織として蓄積されるよう、文書化し、引き継がれるよう

担当の広い範囲にわたる「人づくり事業」全般において、高校側との対応に横断的に携わっているため、それぞれの事業間の相乗効果が生じて、円滑さを増して事業の対応にあたることができたとの効果が認められたとのことである。 「人づくり事業」における高校側との調整、対応等の事業において、担当者の増員がどのような形で事業に効果をもたらしたのかを数値を持って判断することは困難であるが、担当者の経験を取りまとめた調整対応のマニュアル等を作成し、担当課において情報を共有する等の取組を今後行っていけば、今後はマニュアルの修正、ブラッシュアップの必要性等について検証することが可能となるであろう。このような観点から、調整対応のマニュアルの作成を検討されたい。	にする。
No. 29 高大連携担当職員の追加配置 【意見】 (ア) 当初予算の計上額（意見 27） 令和 5 年度の当初予算では、6 月の賞与が 30% の支給であるところ、100% で計上したため、予算額と実績額との間に 461,000 円の差額が生じたとのことである。 しかしながら、公立大学法人島根県立大学嘱託助手給与規程（以下「嘱託助手給与規程」という。）では、第 7 条第 1 項において基準日を毎年 6 月 1 日又は 12 月 1 日と定め、同条第 4 項において、期末手当の額を、基準日以前の 6 か月以内の期間における在職期間が 3 か月未満のときは支給の割合を「100 分の 30」と定めているところ、本事業の開始が令和 5 年 4 月 1 日であり、基準日である同年 6 月 1 日には、在職期間が 3 か月未満となることが明らかである。したがって、嘱託助手給与規程に照らせば、6 月の期末手当を 100% 支給することはできないはずである。 以上を踏まえ、予算を計上する際には、嘱託助手給与規程に沿った予算編成をすることが望ましい。	御意見のとおり、嘱託助手給与規程に沿った予算編成を行う。
No. 30 大森まちなか図書館における実践型教育推進事業 【意見】 (ア) 転貸借の承諾書（意見 28） 受託者は、県立大学から委託された業務の他に、別途県立大学と建物使用貸借契約を結び、ライブラリーにてカフェ及びコワーキングスペースの事	令和 7 年度より、所有者から転貸の承諾書を徴取した。

業を行なっている。ライブラリーの所有者は、県立大学と賃貸借契約を結んでいるが、契約書上は転貸を禁止している。担当者から別途協議資料を入手し、所有者も県立大学が受託者に転貸することは認めていると考えられるが、今後のことを考えると、所有者から転貸の承諾書を受け取っておくことが望ましい。	
(イ) 委託契約書 (意見 29) また、受託者はライブラリーの維持管理及び運営業務を行うために設立した法人であるため、この委託契約が終了した時に、建物使用貸借契約も終了する旨を委託契約書に追記することが望ましい。	令和 7 年度から、委託契約書に、御意見のあった内容について追記した。
(ウ) 使用貸借から賃貸借への切替え (意見 30) 建物使用貸借契約書にて、水道光熱費の負担について記載があるが、将来的に受託者の経営が安定し、賃料を支払う余裕ができるのならば、所有者へ支払う賃料の一部を負担する契約に変更することも考慮すべきである。なお、賃料の一部負担を行う場合の負担額は使用面積部分で按分計算することが望ましい。	現状では、受託者の経営が安定する見込みは立っていないが、収支が改善するよう利用者の増加に努める。契約の変更については、今後の収支の状況を踏まえ検討する。
(エ) ライブラリーの利活用 (意見 31) ライブラリーは 3 キャンパスから離れたところに位置しているが、素晴らしい施設であるため、地元の住民や観光客だけでなく、全てのキャンパスの教職員及び学生により利用してもらうような工夫を創出することが望ましい。	ライブラリーでのイベントの実施や効果的な広報により、利活用が進むよう努める。加えて、3 キャンパスの学生交流やゼミ活動、職員研修などでの利用を促進するため、リモートツアーを活用してライブラリーの魅力や活用方法を学内で周知するなど、学生とともに具体的な方策を検討する。
No. 31 低学年向けキャリア支援拡充事業 【意見】 (ア) 別デザインの作成 (意見 32) 委託内容について、松江キャンパスと同業者、同一の内容にかかわらず、チラシデザインは別に作成しており、デザイン料を別途支払いしている。法人格は同一であるため、同内容であれば別々のデザイン料の支払いは経済性を欠く行為であり、キャンパス間で連携し、デザインを統一することで支出を抑えることを検討されたい。	本事業は令和 6 年度で終了するが、同様の事案が発生しないよう、御指摘のあった事案についても紹介しながら、研修を通じて意識の浸透を図る。
(イ) アンケート項目の設定 (意見 33) 本事業は働く姿をイメージできることを目的に掲げているところ、事業実施後のアンケート項目	本事業は令和 6 年度で終了するが、アンケートの実施に当たっては、事業効果が検証できるような項目を設定する。

に「働く姿がイメージできたか」を確認する項目がなく、事業満足度やその他の自由記述などにとどまっていた。そのため、当該事業の反響を調べることはできるが、当該事業の目的を達成できたかの検証が事業実施後のアンケートによってできているとは考えにくい。 したがって、事業目的達成の検証ができるようなアンケート項目を盛り込むことが望ましい。	
(ウ) 実績報告書の記載内容（意見 34） 参加人数は令和 5 年 19 名であり、一人当たり 24,210 円の支払いをするイベントであったが、報告内容が委託業務完了報告書及び先述のアンケート結果のみであり、効率的な支出となっていたのか検証ができない。 実績報告書においては実施した業務内容、目的達成ができたか否か、次年度以降に継続する場合に工夫、改善を要する点を記載することが望ましい。また、アンケートには事業目的達成の検証ができるようなアンケート項目を盛り込み、アンケート結果をまとめた所見を記載するなどして、第三者が当該実績報告書を閲覧した際に事業の検証ができるような実績報告書を作成することが望ましい。	本事業は令和 6 年度で終了するが、同様の事業において、事後検証が可能となるような業務報告書の作成を委託業者に求めるよう、研修を通じて徹底する。
No. 34 しまねの未来を担う人財奨学金 【指摘事項】 (ア) 県外就職した受給者の取扱い（指摘 10） 令和 6 年 3 月に卒業し県外就職した受給者（以下「本件受給者」という。）に対して、諸事情を考慮した上で奨学金の返還を免除していることが確認された（以下「本件免除」という。）。 この点、「公立大学法人島根県立大学しまねの未来を担う人財奨学金交付要綱」（以下本項において「要綱」という。）が想定する本奨学金受給者が県外就職した場合のスキームは以下のようなものである。 ・受給者が県外就職したとき（要綱上は、「卒業又は修了年度の翌年度中に県内就職していない場合であって、第 10 条第 1 項の報告者（監査人注：休学等により予定年度までに就職しないこととなった場合に県内就職の意思等の報告をした者）に該当しないとき」）は、学長は、支給決定を取り消すとともに、直ちに、奨学金支給決定取消通知書により、その旨を受給者に通知しなければならない	当該学生においては、県内就職を希望し就職活動をしたが、内定を得られず、やむなく県外就職をしたものであり、要綱第 14 条第 2 項に掲げる「やむを得ない事情」によるものと学長が判断したものであるが、この判断を书面化していなかったため、今後は、意思決定過程を书面により決裁を取るように改める。 なお、本件受給者 1 名については、事後手続きとなるが、「やむを得ない事情」によるものであると学長が判断・決定した内容について、過程などを含め书面化した。

(要綱第 13 条第 1 項第 3 号)。 ・前記事由により支給決定を取り消した時は、支給した奨学金の全部または一部について、期限を定めて返還を命じるものとする。ただし、災害、傷病その他やむを得ない事情によるものとして学長が認める場合は、この限りでない（要綱第 14 条第 2 項）。 本奨学金が目的とする「将来にわたり島根のために貢献する意欲を持ち、島根県内における就職を強く希望する者に対し、奨学金を支給することにより、島根県の将来を支えていく意欲を持つ優秀な人材の県内定着を促進すること」を達成するためには、受給者は県内就職することが原則として求められるというべきであり、受給者が県外就職した場合には例外的にやむを得ないと認められる場合を除いては、給付済みの奨学金について返還を求めることが原則的に必要であることは明らかである。このような前提で前記スキームが作成・運用されている以上、適切に遵守される必要性は高い。 しかし、本件受給者に対しては、前記スキームにて求められる支給決定の取消及び奨学金支給決定取消通知書の送付が実施されていない上、返還を免除するかどうかの要件である災害、傷病その他やむを得ない事情の有無を含めた免除の可否について、学長による審査・決定の手続もとられていない。 したがって、本件免除は、必要な手続が実施されないまま行われたものであり、要綱第 13 条第 1 項第 3 号及び第 14 条第 2 項に違反するものである。 本件受給者に対しては、支給決定の取消決定及び奨学金支給決定取消通知書を送付した上で、免除の可否について、学長による審査・決定の手続が取られるべきであった。	
(イ) 期限内に就職状況報告書を提出していない受給者の取扱い（指摘 11） 要綱では、受給者が就職した時は、就職した月の翌月末日までに就職した日現在の就業状況について就職状況報告書に記載し、必要書類を添付した上で学長に報告することとされている（要綱第 12 条第 1 項第 2 号）。また、同報告書を提出しない場合は、支給決定の取り消し事由となっている（要綱第 13 条第 1 項第 5 号）ため、支給決定の取消及び奨学金支給決定取消通知書による通知がなされなければならない（要綱第 13 条第 1 項第 3	本奨学金は、全額が協賛企業からの寄附金により賄われているが、協賛企業の意見は、「県内就職をした者に、就職状況報告書の提出が遅延したことのみをもって返還を求める必要はない。」というものであった。 当該事案において奨学金の返還を求めると、県内就職を支援するという制度主旨及び協賛企業の意向に反することとなり、協賛企業の信頼を失うとともに、奨学金制度の継続に支障が生じる恐れがあることから、今回に限り、制度を運用する側の判断として、返還

号) し、原則として返還が命じられなければならない(要綱第 14 条第 2 項)。したがって、令和 6 年 3 月末に卒業し同年 4 月に就職した受給者は、令和 6 年 5 月末日までに前記就職状況報告書を提出しなければならない、当該期限を徒過した場合には、支給決定の取消及び返還にかかる諸手続が履践される必要がある。 しかし、今回の監査において、令和 6 年 3 月末卒業の受給者 5 名の内 2 名について、就職状況報告書が令和 6 年 6 月になってから提出されており、前記期限が順守されていないことが確認された。にもかかわらず、要綱上求められる取消・返還にかかる手続は実施されておらず、要綱第 13 条第 1 項第 3 号、第 14 条第 2 項に違反するものである。 前記の 2 名の受給者に対しては、支給決定の取消決定及び奨学金支給決定取消通知書が送付されるべきであった。	を求めないこととした。また、事後手続きとなるが、学長が判断・決定した内容について書面化した。 今後、期限内に書類が提出されるよう学生に対して指導を徹底する。
No. 35 地域貢献推進奨励金 【意見】 (ア) 当初予算を超えた採択 (意見 35) 令和 5 年度の当初予算は、5,000,000 円であったにも関わらず、採択されたプロジェクトの総額は当初予算の約 123%である 6,149,239 円であった。本事業は、学長裁量事業の一つであり、その執行に当たっては学長に一定の裁量が認められるのは当然のことであって、一定の必要性和手続実施の下で上方修正されること自体は失当ではない。 しかし、各プロジェクトの予算執行状況を見ると、実際の交付額(予算が執行された金額)は 4,347,128 円と採択額の 70.7%にとどまっており、増額前の当初予算額 5,000,000 円比でも 87.0%の執行率にとどまっている。このような状況に照らすと、当初予算額を超えてまでプロジェクトの採択を行う必要性があったかどうか、疑義を感じざるを得ない。 プロジェクト採択に当たっては、当初予算の範囲内で、最大の効果が達成できるよう十分な吟味を行うことが望ましい。	プロジェクトの採択を行う審査会において、企画内容のみならず申請書記載の必要経費や実行性についても、確認するよう努める。
(イ) 成果報告書の記載内容 (意見 36) プロジェクト全体の予算執行率(交付額を採択額で除算したもの)は、70.7%に留まっている上、予算執行率が 50%に至らないプロジェクトが全	御意見を踏まえ、学内のプロジェクト採択者(教員)から提出を受ける成果報告書において、計画と予算執行に 50%を超える大きな齟齬が生じる場合には、採択額と交付額の

体の3割にも上っている。 このような状況に照らせば、本事業の予算が十分に活用されていないことが懸念される。したがって、計画どおりに行かなかったことがやむを得ない事由によるものであるのか、それとも計画自体に不十分な点があったのか、などについての事後の検証が不可欠であり、そのツールとして各担当者の成果報告書が重要となる。しかし、一部の成果報告書に、採択額と交付額の差異がなぜ生じたのか、計画どおりプロジェクトを遂行するためにはどのようにすべきであったのか等が記載されていないものが散見された。 成果報告書を作成する際には、事後の効果検証を意識し、特に計画と予算執行に50%を超えるような大きな齟齬が生じる場合には、その原因について明記することが望ましい。	乖離の理由など原因の記載を求めるように改善する。
No. 39 WEB オープンキャンパス特設サイト 【意見】 (ア) 委託業務完了報告書の記載内容（意見 37） 納品書（委託業務完了報告書）には、委託の名称や委託金額等の他に、実際のどのような業務を行ったか、どのような成果物を納品したかが記載されていない。契約書上は、この委託業務完了報告書受領後 10 日以内に各委託内容の業務の確認のため検査を行わなければならないこととされている（第7条1項）ところ、報告書の記載が前記のとおりでは、検査の実施が非効率的にならざるを得ないと思われる。委託業務完了報告書の書式に、納品した成果物や実施した業務項目を明記できるようにするなどの工夫をすることが望まれる。	委託内容の確認が可能となるよう、委託業務完了報告書の書式に、納品した成果物や実施した業務項目を明記することを委託業者に求めるよう、研修を通じて徹底する。